

事務連絡

令和元年6月21日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における園外活動時の留意事項について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に発生した事故を受け、別添1「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（令和元年5月10日付け事務連絡）にて、園外活動を行う際の安全管理の徹底をお願いしたところです。

この度、散歩等の園外活動時における安全管理に関する留意事項について別添2のとおりまとめましたので、内容について御了知いただくとともに、御活用いただくよう、お願いします。また、各都道府県におかれましては管内市区町村に周知いただきますよう、お願いします。

なお、別途「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」（令和元年6月18日付け府政共生160号・府子本第172号・元教参学第9号・子少発0618第1号・子保発0618第1号・障障発0618第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）・内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長・厚生労働省子ども家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知。以下「緊急安全点検通知」という。）を発出し、未就学児が日常的に集団で移動する経路について緊急的に安全点検を実施するよう依頼していますが、本事務連絡で示す留意事項は保育所等で園外活動を行う際、日常的に行うべき安全管理の留意事項をまとめたものとなります。

緊急安全点検で抽出された危険箇所に対し、本事務連絡等を参考に安全管理を実施することで、当該危険箇所の危険性が低下した場合には、当該危険箇所を緊急安全点検通知別紙「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」4（1）に規定する第1類型に分類して差し支えないことを申し添えます。